

令和6年度通常総会次第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 長 選 出

5 議 事

第1号議案 令和5年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和6年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期通常総会の開催地について

6 表 彰

7 閉 会

目 次

○議案関係

第1号議案	令和5年度事業報告書	1
	令和5年度収支決算書	5
	令和5年度剰余金処分(案)	7
第2号議案	令和6年度事業計画書(案)	9
	令和6年度収支予算書(案)	11
第3号議案	協議事項(中央要望活動)	13
	Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について	17
	Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について	18
	Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について	19
	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について	23
	Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について	26
	Ⅵ 外国漁船問題等について	28
	Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について	32
第4号議案	次期通常総会の開催地について	35

○表彰関係

○資 料

1	全国海区漁業調整委員会連合会会則	39
2	海区漁業調整委員会委員の表彰要領	41
3	全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱	43
4	第17期後期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧	44
5	会員(関係海区漁業調整委員会)	45

総会に対する理事の提出書

第1号議案 令和5年度事業報告書
令和5年度収支決算書
令和5年度剰余金処分（案）

第2号議案 令和6年度事業計画書（案）
令和6年度収支予算書（案）

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

第4号議案 次期通常総会の開催地について

令和6年5月17日

理事	今	野	智	光	理事	鈴	木	精
理事	小	林	利	幸	理事	小	川	和久
理事	北	田	國	一	理事	川	寄	和正
理事	工	藤	幸	博	理事	富	田	重基
理事	大	井	誠	治	理事	網	谷	繁彦
理事	上	田	良	介	理事	板	倉	高司
理事	松	村	徳	夫	理事	今	井	一郎
理事	岡	本		彰	理事	佐	々	木護
理事	志	岐	富	美雄	理事	吉	田	照豊

第 1 号 議 案

令和5年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

I 令和5年度事業報告書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 主たる庶務事項

年月日	会議等の概要
令和5年4月3日	総会出席依頼 (全漁連、水産庁、衆参両議院農林水産委員会委員長)
令和5年5月26日	第171回理事会、監事監査、第59回通常総会 (東京都、アジュール竹芝)
令和5年7月11日	中央要望活動(会長・副会長会議、第172回理事会) (水産庁、海上保安庁、国土交通省海事局、外務省、 衆参両議院農林水産委員会委員長)
令和5年7月27～28日	事務局長会議 (北海道札幌市)
令和5年10月12～13日	日本海ブロック会議 (山口県下関市)
令和5年10月26～27日	西日本ブロック会議 (広島県広島市)
令和5年11月9～10日	東日本ブロック会議 (静岡県静岡市)
令和5年11月16～17日	九州ブロック会議 (佐賀県佐賀市)
令和5年11月27～28日	海区漁業調整委員会事務局職員研修会 (鹿児島県) 都道府県漁業調整担当者会議 (水産庁主催)
令和5年12月12日	会長・副会長会議 (東京都、水産庁中央会議室)
令和6年1月31日	事務局幹事会 (東京都、水産庁中央会議室)
令和6年3月22日	第173回理事会(中間監事監査、表彰選考委員会) (東京都、アジュール竹芝)

2 主な事業の実施結果

(1) 総会

令和5年度通常総会（第59回）（令和5年5月26日・東京都）

議 事

第1号議案 「令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について」
原案のとおり承認した。

第2号議案 「令和5年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について」
原案のとおり承認した。

第3号議案 「協議事項」（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロの資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

以上の7項目について、原案のとおり承認、関係方面へ要望することとし、要望方法については役員会に一任することに決定した。

第4号議案「次期総会の開催地について」

令和6年度通常総会を東京都で開催することを決定。

(2) 理事会

① 第171回（令和5年5月26日・東京都）

通常総会（第59回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、審議を行った。

② 第172回（令和5年7月11日・東京都）

水産庁への要望活動と併せて理事会を開催し、回答内容について水産庁管理調整課長及び担当官との意見交換を行った。

③ 第173回（令和6年3月22日・東京都）

令和5年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望事項等を踏まえ、次年度通常総会（第60回）に提出する協議事項、事業計画書案等について審議を行った。

(3) 会長・副会長会議

① 令和5年度第1回（令和5年7月11日・東京都）

関係省庁及び関係国会議員に対する要望内容について確認を行った。

② 令和5年度第2回（令和5年12月12日・東京都）

各ブロック会議で決議された要望項目の取扱い等について協議・意見交換し、理事会への付議事項を決定した。

(4) 中央要望活動（令和5年7月11日・東京都）

総会決議事項（第3号議案「協議事項」）について、関係省庁（水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び衆・参両議院農林水産委員会委員長への要望活動を実施した。

(5) ブロック会議

令和5年10月～11月の間、日本海、西日本、東日本及び九州の順にブロック会議を開催し、各海区からの提出議案等について審議を行った。

① 日本海ブロック会議（令和5年10月12～13日・山口県下関市）

議事ア 令和5年度要望活動の結果について

イ 令和6年度要望事項について

ウ 次期開催地について（R6 青森）

エ 次期全漁調連役員を選出について

（第18期は山形、新潟、石川、京都、山口県日本海）

（会長は18期前期：山口県日本海、後期：山形）

講演 「シロアマダイの種苗生産技術開発」山口県水産研究センター

視察 下関海響館、唐戸市場

② 西日本ブロック会議（令和5年10月26～27日・広島市）

議事ア 令和5年度要望活動の結果について

イ 令和6年度要望事項について

ウ 他ブロック新規要望、東日本ブロック協議

エ 次期開催地について（R6 大阪）

情報交換「公募による定置網漁業への参入の事例について」高知海区

視察 広島市水産振興センター、島田水産

③ 東日本ブロック会議（令和5年11月9～10日・静岡市）

議事ア 令和5年度要望活動の結果について

イ 令和6年度要望事項について

ウ 次年度開催海区について（R6 愛知）

エ ブロック内照会事項について

講演 「漁業者と創る地域のトップブランド」(株)サスエ前田魚店

視察 焼津漁港、水産パークヤイズ

④ 九州ブロック会議（令和5年11月16～17日・佐賀市）

議事ア 令和6年度要望事項について

イ 協議事項・照会について

ウ 次年度開催海区について（R6福岡）

エ 令和10年度総会の開催海区について（鹿児島）

報告 「外国船取締活動の概況」九州漁業調整事務所

講演 「遊漁と漁業の調整について」水産庁管理調整課

視察 佐賀県有明水産振興センター、東よか干潟ビジターセンターひがさす、株式会社サン海苔

(6) 海区漁業調整委員会事務局職員研修会（令和5年11月27日・鹿児島市）

令和5年度事務局職員研修会を開催し、事務局職員の見識を深めた。

ア 講義

「海区漁業調整委員会の権限と役割について」水産庁管理調整課

「遊漁と漁業の調整について」水産庁管理調整課

イ 都道府県事例紹介

- ・「茨城県における漁業と遊漁の調整（鹿島灘はまぐり資源の保護と利用）」
東日本ブロック（茨城）
- ・「玄達瀬に係る委員会指示の改正について」
日本海ブロック（福井）
- ・「兵庫県瀬戸内海海区での遊漁と漁業の調整について」
西日本ブロック（兵庫）
- ・「沖縄海区におけるスジアラ・シロクラベラの採捕に係る沖縄海区委員会指示について」九州ブロック（沖縄）

(7) 事務局長会議（令和5年7月27～28日・北海道札幌市）

議事ア 令和5年度全漁調連事業計画について

イ 令和5年度全漁調連事務局職員研修会テーマについて

ウ ブロック会議の計画・運営について

エ 全漁調連諸会議の実施状況と令和6～10年度の開催計画について

オ 海区漁業調整委員会の運営について（令和4年度）

講義 「TAC管理の意義・効果」「遊漁船業の適正化法一部改正」水産庁

視察 ぎょれん総合食品(株)、佐藤水産(株)サーモンファクトリー

(8) 委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

以下の冊子等を作成し、各海区漁業調整委員会ほか関係機関に配布した。

- ①「海区漁業調整委員会委員・職員名簿」令和5年6月
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（福井海区）
- ②「海区漁業調整委員会指示集（令和4年度版）」令和6年3月
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（広島海区）
- ③「全国海区漁業調整委員会連合会会報第151号」令和6年3月
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（福島海区）

Ⅱ 令和5年度収支決算書

1 収入の部 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 入 予 定 (A)	収 入 実 績 (B)	比 較 増 減 (B - A)	備 考
会 費	6,640,000	6,640,000	0	会員40都道府県
繰 入 金	0	0	0	
雑 収 入	33,389	589	△ 32,800	預金利子、徽章代
繰 越 金	10,026,611	10,026,611	0	
計	16,700,000	16,667,200	△ 32,800	

(参考)会費内訳	39 都府県	× 160 千円 =	6,240 千円
	北海道	× 400 千円 =	400 千円
	計		6,640 千円

2 支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額 (A)	執行額 (B)	比較増減 (A-B)	備考
(1) 総務費	617,000	269,317	347,683	
旅費	150,000	0	150,000	
消耗品費	100,000	0	100,000	
印刷製本費	200,000	116,395	83,605	会報誌印刷費、封筒印刷費等
通信運搬費	120,000	115,922	4,078	郵便代、運送料、振込手数料等
会議費	0	0	0	
連絡調整費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
使用料・賃借料	0	0	0	
負担金	37,000	37,000	0	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	0	10,000	
(2) 事務局長会議費	545,000	308,385	236,615	開催地:北海道
旅費	170,000	147,920	22,080	事務局旅費
会議費	375,000	160,465	214,535	担当海区開催経費
(3) ブロック会議費	2,900,000	2,476,427	423,573	開催地:静岡、山口、広島、佐賀
旅費	500,000	730,540	△ 230,540	担当副会長・事務局
会議費	2,400,000	1,745,887	654,113	担当海区開催経費
(4) 研修会費	725,000	926,185	△ 201,185	開催地:鹿児島
旅費	350,000	490,490	△ 140,490	発表者、事務局
研修会費	375,000	435,695	△ 60,695	担当海区開催経費
(5) 役員会費	1,980,000	1,473,112	506,888	理事会・正副会長会議・監事会
旅費	1,530,000	1,145,979	384,021	役員・事務局
会議費	450,000	327,133	122,867	開催経費
(6) 総会費	2,150,000	2,015,321	134,679	開催地:東京都
旅費	100,000	263,820	△ 163,820	会長、事務局
消耗品費	1,000,000	833,861	166,139	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	214,126	△ 64,126	議案書印刷費、賞状印刷費等
会議費	900,000	703,514	196,486	会場使用料等
(7) 活動対策費	750,000	705,249	44,751	要望活動
旅費	700,000	671,981	28,019	役員・事務局
活動対策費	50,000	33,268	16,732	要望書印刷費等
企画費	0	0	0	
(8) 予備費	7,033,000	0	7,033,000	
計	16,700,000	8,173,996	8,526,004	
予算額のうち予備費を除いた額	9,667,000	8,173,996	84.6%	

Ⅲ 令和5年度剰余金処分(案)

1 当期末処分剰余金

本年度収入額	16,667,200 円
本年度支出額	8,173,996 円
差引(未処分剰余金)	8,493,204 円

2 剰余金処分(案)

次年度繰越金	8,493,204 円
--------	-------------

監 事 の 意 見 書

令和6年4月23日に会長から提出された令和5年度事業報告書、収支決算書の各事項並びに関係帳簿、証憑書類を監査したところ、その内容は適正なものと認めます。

令和6年5月17日

全国海区漁業調整委員会連合会

監 事 川 崎 一 好

監 事 有 元 貴 文

監 事 上 原 亀 一

第 2 号 議 案

令和 6 年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

I 令和6年度事業計画書（案）

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指した水産政策の改革の実施により、資源管理、海面利用制度、密漁対策が強化され、流通の適正化が取り組まれている。

全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和6年度に次の事業を実施するものとする。

1 総会の開催（令和6年5月17日：東京都）

通常総会を開催し、令和6年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

（1）通常総会

第1号議案 令和5年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和6年度事業計画書案及び収支予算書案について

第3号議案 協議事項（令和6年度全漁調連要望書（案）について）

第4号議案 次期総会の開催地について

その他

（2）表彰

① 委員表彰

② 事務局職員ほう賞

2 理事会等の開催（理事会：令和6年5月17日、6月、令和7年3月）

（会長・副会長会議：令和6年12月）

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

3 ブロック会議（令和6年10～11月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

令和6年度ブロック会議の開催予定

- 東日本ブロック … 愛知
- 日本海ブロック … 青森
- 西日本ブロック … 大阪
- 九州ブロック … 福岡

4 事務局職員研修会（令和6年11月 広島）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催

5 事務局長会議（令和6年6月 熊本）

海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

6 要望活動

各海区より提案があった事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

7 会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

- (1) 「会報」を年1回以上発行し、会員への情報提供を行う。
- (2) 「海区漁業調整委員会指示集（令和5年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。
- (3) 海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。
- (4) その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

Ⅱ 令和6年度収支予算書（案）

1 収入の部（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：円）

科目	本年度予算額	前期予算額	比較増減	備考
会費	6,480,000	6,640,000	△ 160,000	会員40都道府県のうち石川を免除
繰入金	0	0	0	
雑収入	3,412	33,389	△ 29,977	預金利子、徽章代
繰越金	8,493,204	10,026,611	△ 1,533,407	
計	14,976,616	16,700,000	△ 1,723,384	

石川は能登半島地震の特例措置として会費免除

会費内訳	38 都府県 × 160 千円 =	6,080
	北海道 × 400 千円 =	400
	<u>計</u>	6,480 千円

※会費の特例措置について

1 能登半島地震について

(1) 発生日時: 令和6年1月1日 16:10

震源規模: 震源は石川県能登地方、マグニチュード 7.6、震源の深さ 16km

各地の震度: 震度 7 石川県志賀町

震度6強 石川県七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町

震度6弱 石川県中能登町、能登町、新潟県長岡市

津波警報等: 地震発生～石川県能登に大津波警報、20:30 津波警報

2日 1:15 津波注意報、10:00 解除

(2) 令和6年1月11日、激甚災害の指定が閣議決定。

「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が同日公布、施行。

地域を特定しない「激甚災害(本激)」に指定。

2 全漁調連の対応(案)

令和6年度について、石川海区の会費を免除する。

2 支出の部（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：円）

科目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増減	備考
(1) 総務費	547,000	617,000	△ 70,000	
旅費	150,000	150,000	0	総会等打合せにかかる旅費
消耗品費	80,000	100,000	△ 20,000	会議用機器等
印刷製本費	150,000	200,000	△ 50,000	会報誌等印刷費
通信運搬費	120,000	120,000	0	郵便代、運送料、振込手数料等
会議費	0	0	0	
連絡調整費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
使用料・賃借料	0	0	0	
負担金	37,000	37,000	0	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	10,000	0	全内漁管連総会祝電代
(2) 事務局長会議費	650,000	545,000	105,000	開催地：熊本
旅費	200,000	170,000	30,000	事務局旅費
会議費	450,000	375,000	75,000	会場使用料等
(3) ブロック会議費	3,200,000	2,900,000	300,000	開催地：愛知、青森、大阪、福岡
旅費	500,000	500,000	0	担当副会長・事務局
会議費	2,700,000	2,400,000	300,000	担当海区経費 4ブロック×675千円
(4) 研修会費	850,000	725,000	125,000	開催地：広島
旅費	400,000	350,000	50,000	発表者・事務局
研修会費	450,000	375,000	75,000	会場使用料等
(5) 役員会費	1,980,000	1,980,000	0	理事会・正副会長会議・幹事会
旅費	1,530,000	1,530,000	0	役員・事務局
会議費	450,000	450,000	0	会場使用料等
(6) 総会費	2,020,000	2,150,000	△ 130,000	5月：東京都
旅費	270,000	100,000	170,000	会長、事務局
消耗品費	700,000	1,000,000	△ 300,000	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	150,000	0	議案書印刷費
会議費	900,000	900,000	0	会場使用料等
(7) 活動対策費	750,000	750,000	0	要望活動
旅費	700,000	700,000	0	役員・事務局
活動対策費	50,000	50,000	0	要望書印刷費等
(8) 予備費	4,979,616	7,033,000	△ 2,053,384	
計	14,976,616	16,700,000	△ 1,723,384	
予備費を除いた 支出予算額計	9,997,000	9,667,000	330,000	

第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和6年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

令和6年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後3年が経過した現在は、漁業権漁場の活用、特定水産動植物の採捕許可、流通の取扱いなど制度改正の影響が発現しているところであり、また、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、委員会の役割を十分に果たしていく必要があります。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理の開始により、様々な課題、混乱が生じています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立と支援措置、遊漁者への指導が必要となっています。

沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

漁業法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサ

イル発射が続いており、海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱えています。

海洋性レジャーは、多くの人々が各種形態により海面を利用するようになったことで、漁業との間に様々な摩擦が生じていることから、その解消に向け、遊漁者、プレジャーボート等利用者との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質検査による安全性の確認を継続し、情報発信による風評払拭を懸命に行っていた中、令和5年8月24日にALPS処理水の海洋放出が開始され、中国などによる日本産水産物輸入停止により、全国に新たな影響を及ぼす事態になっております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和6年5月17日の第60回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和6年5月

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 今 野 智 光

新規要望項目

- 1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援
(Ⅱ 1 違法操業の取締強化等)
- 2 沿岸まぐろはえ縄漁業について
(Ⅲ 1 クロマグロ資源の適正利用)
- 3 いか釣り漁具被害対策
(Ⅲ 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置)
- 4 クロマグロ遊漁制度
(Ⅲ 3 遊漁者等の操業自粛措置)
- 5 海上大規模開発事業の関係者説明
(Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について)
- 6 遊漁者に対する環境保全対策
(Ⅶ 1 遊漁と漁業の調整)
- 7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発
(Ⅶ 1 遊漁と漁業の調整)
- 8 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化
(Ⅶ 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止)

全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

新規要望項目

1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援

漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。

2 沿岸まぐろはえ縄漁業について

大臣届出漁業である「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

3 いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害への対策を講じること。

4 クロマグロ遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

5 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。

今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。

審査段階での情報提供について、地元のみだけでなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。

6 遊漁者に対する環境保全対策

遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発

より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。

8 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化

無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

全要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

II 沿岸漁場の秩序維持について

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。 【新規】

2 「密漁もの」の流通防止

①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。

②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。

④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

ア 日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等国際会議で議論をリードし、漁獲枠の拡大が早期に実現するよう引き続き強く働きかけること。

イ 資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

ア 沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁

業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。

ウ 定置網の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ 枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いします。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう、次期切替時に合わせて検討すること。

国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないように管理期間の見直しも検討すること。

③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。 【新規】

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

ア 定置網等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配

慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。

イ 大中型まき網漁業

産卵量を安定して確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

ウ 大臣許可漁業

資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。

大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

②混獲回避及び適切な数量管理

ア 混獲回避及び再放流技術開発

定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

イ 適切な数量管理

数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。

③混獲回避、減収に対する支援制度

ア クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

イ 混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、

各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

ウ 漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。

エ 迅速な支払い

上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策

産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

カ いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚げ額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。 【新規】

④漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

ア 周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。

イ 採捕報告

遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。

ウ 遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

【新規】

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマについては、令和5年3月、北太平洋漁業委員会（NPF C）で、令和5年と令和6年の措置として、公海におけるTAC、国別漁獲上限について大幅に削減する措置が合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。

②沖合漁業に対する指導調整

沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

③カツオ、スルメイカにおける漁業調整

カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。

④海洋環境の変化への対応

海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。

⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応

いわゆる「もうかる漁業」や「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるにあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。

2 マサバ太平洋系群の適正利用

①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理

親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。

我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ばないように管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。

伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。

②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定

目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施

漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の

大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

5 沖合漁業の操業秩序の確立

①VMS情報の多様な活用

沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。

②VMSを有効に活用した取締強化

VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努め、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導・取締りを強化しその結果を公表すること。

禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

③A I Sの利用普及

A I S利用の普及に努めるとともに、A I Sが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はA I Sを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

6 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。

今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。

審査段階での情報提供について、地元のみだけでなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。 【新規】

V 漁業法改正後の制度運用について

改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められております。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化

①事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

②申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和6年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

2 新たな資源管理措置等

①自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。

また、ロードマップ等に示されているスケジュールにこだわらず、精度の

高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。

②TAC対象魚種追加の慎重な議論

TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。

また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。

③漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

④地域産業の成長対策の具体化

漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

⑤正確な漁獲量を把握する仕組み

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。

⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。

我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっています。

分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降はこれまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一步間違えれば大惨事となった可能性があります。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、国が調整すること。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制

日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。

また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。

②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船の P I 保険の加入の義務化

日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。

③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立

韓国のはえ縄漁船は、我が国漁船と漁場競合しており、我が国の E E Z 内における操業を禁止し、取締強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りが T A C 魚種拡大の議論の前に必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。

また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。

④中国漁船の日中暫定水域や E E Z 内の操業秩序確立とサンゴ網対策

中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船の操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯 27 度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤対ロシア漁業の操業機会の確保

現在、北海道では、ロシアとの漁業協定に基づき、地先沖合漁業を始め 4 種の漁業が行われており、地域経済において重要な役割を果たしていることから、今後とも協定の下での操業が継続されることはもとより、対ロ交渉において、協力金の引き下げ等の操業条件の緩和や、国による支援の継続が必要となっている。

地先沖合漁業を始めとする対ロ漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。

⑥EEZ内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止

我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。

現実的に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

①領海及びEEZ内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施

サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入

域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮のミサイル発射について、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えれば大惨事となった可能性がある。

外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁船に登載されたVMSの位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。

4 投棄漁具等による被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長 3m 未満、出力 1.5kW 未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところです。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。 【新規】

ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。 【新規】

②スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

③遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。

④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。

都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

②利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。 【新規】

3 ミニボート等による危険行為の防止

①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等（SUPを含む）を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。

日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

第 4 号 議 案

次期通常総会の開催地について

次期通常総会の開催地について

令和7年度通常総会（第61回）を山口県で開催する。

令和6年度連合会会長表彰

- ・被表彰者名簿

海区漁業調整委員会委員表彰（8名）

事務局職員ほう賞（1名）

令和6年度連合会会長表彰 被表彰者名簿

1 海区漁業調整委員会委員表彰（一般表彰）一覧

No.	区分	都道府県	海区	氏名	ふりがな
1	一般表彰	北海道	石狩後志海区	丹野 雅彦	たんの まさひこ
2	一般表彰	北海道	網走海区	石塚 治	いしづか おさむ
3	一般表彰	北海道	宗谷海区	吉田 幹也	よしだ みきや
4	一般表彰	青森県	青森県西部海区	福田 隆一	ふくだ りゅういち
5	一般表彰	福井県	福井海区	後藤 正邦	ごとう まさくに
6	一般表彰	愛知県	愛知海区	吉武 正康	よしたけ まさやす
7	一般表彰	徳島県	徳島海区	福島 茂	ふくしま しげる
8	一般表彰	大分県	大分海区	疋田 一則	ひきた かずのり

2 事務局職員ほう賞一覧

No.	区分	都道府県	海区	氏名	ふりがな
1	職員ほう賞	沖縄県	沖縄海区	本永 文彦	もとなが ふみひこ

資 料

- 1 全国海区漁業調整委員会連合会会則
- 2 海区漁業調整委員会委員の表彰要領
- 3 全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱
- 4 第17期後期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧
- 5 会員（関係海区漁業調整委員会）

1 全国海区漁業調整委員会連合会会則

(目的)

第1条 この会は、海区漁業調整委員会の相互連絡を密にし、その全国結集により重要問題の解決を図り、地方行政の一翼を担う執行機関として適正円滑な運営を期し、もって全国水産業の発展に寄与し、その使命を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、全国海区漁業調整委員会連合会と称する。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、全国海区漁業調整委員会連合会会長（以下、「会長」という。）の属するブロックの海区漁業調整委員会の事務所に置く。

2 ブロックは日本海ブロック、東日本ブロック、西日本ブロック、九州ブロックの4ブロックとする

(会員)

第4条 この会員は、全国海区漁業調整委員会をもって組織する。ただし、一都道府県内の数海区漁業調整委員会による連合海区漁業調整委員会は、その名において加入することができる。

(事業)

第5条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 海区漁業調整委員会の相互連絡協議
- (2) 漁業振興対策の研究に関する事項
- (3) 海区漁業調整委員会の運営に必要な資料の作成
- (4) 海区漁業調整委員会の職員の研修
- (5) 連合会会報の発行
- (6) その他理事会において必要と認める事項

(役員)

第6条 この会の役員として理事18人以内及び監事3人を置く。

2 理事及び監事は、総会において会員である海区漁業調整委員会の会長（北海道連合海区漁業調整委員会にあつては会長及び副会長）のうちから会員が選出する。

3 役員任期は、4年とする。ただし、該当年の総会の日までとする。

役員が自己の属する海区漁業調整委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間その役員を承継する。

4 この会は、会長1人、副会長5人を置き、理事が互選する。

会長については、平成21年の総会までは東日本会ブロック選出の理事から、その後は任期毎に日本海ブロック、西日本ブロック、九州ブロック、東日本ブロックの順で、そのブロック選出の理事の中から選ばれる。

5 この会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は会長が理事会に諮り委嘱する。

(会長等の職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め会長の指定する順位により会長の職務を代理する。

3 監事は、事業及び予算の執行状況について監査する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長が必要と認めるとき随時開催する。

(会議)

第9条 この会の総会は、毎年1回開催するものとし、会長が招集する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 この会の総会は、総会員の過半数にあたる会員が出席しなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第10条 この会の経費は、会費及び国の補助金等をもって充てる。

2 会費は、会員が属する都道府県を単位とし、年額16万円とする。ただし、北海道は年額40万円とする。

3 会長は、臨時に必要な場合は役員会に諮り、特別負担金を徴収することができる。

(事業年度)

第11条 この会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

第12条 会長は、事業年度終了後事業報告書及び収支決算書を作成し、次期総会においてその承認を受けるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第13条 会長は、事業計画書案及び収支予算書案を作成し、事業年度開始後の最初の総会においてその承認を受けるものとする。

(支部)

第14条 この会に支部を置くことができる。

2 支部は、その区域内における事業を行う。

3 この会則に定めるほか、支部に関する事項は支部において定める。

(雑則)

第15条 この会則の変更及び廃止は総会に諮りこれを定める。

第16条 この会則に定めるほか、必要な事項は会長がその都度定める。

2 全国海区漁業調整委員会連合会海区漁業調整委員会委員の 表彰要領

(目的)

第1 全国海区漁業調整委員会連合会（以下、「全漁調連」という）は、各海区漁業調整委員会の委員として永年にわたりその職責を全うしたものを表彰し、委員会の活発な調整活動の推進を図ることを目的とする。

(表彰の方法)

第2 表彰は一般表彰と記念表彰とし、一般表彰は全漁調連の通常総会において、記念表彰は記念大会において全漁調連会長から被表彰者に対してそれぞれの賞状を授与することにより行う。

(表彰の対象)

第3 この要領により表彰を受けるものは、委員会の運営に功績顕著な者であつて、当該海区の会長から推薦のあつた者について表彰選考委員会の選考を経たものとする。

(表彰選考委員会)

第4 全漁調連理事会に会長他5名をもって構成する表彰選考委員会を設置する。
表彰選考委員会の委員長は、全漁調連会長とする。

(被表彰者の推薦)

第5 各海区漁業調整委員会の会長は、次に定める表彰基準に該当する者については、総会又は大会開催の2か月前までに全漁調連会長あてに推薦しなければならない。

(表彰基準)

第6 一般表彰及び記念表彰にあつては、次の基準によって表彰する。

1 一般表彰

表彰を実施する通常総会の開催前の3月31日（以下、「基準日」という）現在において、委員として10年以上就任した者。

ただし、基準日の1年以上前に退任している者、過去において委員功績により農林水産大臣及び水産庁長官の表彰を受けた者及びこの要領に基づく一般表彰を受けた者は除く。

2 記念表彰

前号ただし書きの表彰を受けた者であつて、記念大会の都度全漁調連理事会において決定する表彰基準に該当する者。

(大臣表彰等の推薦)

第7 全漁調連会長は、記念表彰の被表彰者であつて、特に功績顕著な者については、表

表彰選考委員会の議を経て農林水産大臣表彰及び水産庁長官表彰を推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第8 被表彰者の決定は、第6の表彰基準に基づいて表彰選考委員会が審査し、決定する。

(推薦の手続き)

第9 被表彰者の推薦は、被表彰者推薦名簿(別紙様式)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(イ) 履歴書

(ロ) 功績調書

(ハ) その他参考となる資料

付 則

この要領は、昭和51年11月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成3年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成6年3月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年3月6日から施行する。

3 全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱

第1 目 的

全国海区漁業調整委員会連合会に加入している海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会事務局職員で、永年勤務したもの、若しくは顕著な業績のあったものをほう賞し、その功労に報ゆるとともに、あわせて職員全般の執務意欲を高揚し、業務の運営能率を向上せしめるものとする。

第2 分類及びその範囲

ほう賞の範囲は、次の各項の一に該当するもののうちから、ほう賞委員会の選考を経たものとする。また、事務局をほう賞の対象とすることもできる。

- A 10年以上事務局職員として在席した者（永年勤続ほう賞）
- B 旺盛な責任感に徹し、職務上の業績顕著な者（業績ほう賞）

第3 ほう賞及びほう賞方法

ほう賞は、会長がほう賞状を授与することにより行う。

第4 被ほう賞者の決定とその手続き

- 1 第一次選考は所属の各会長が、その所属職員に対して行い、各選考者はその結果に基づき会長に内申する。
- 2 会長は、各選考者の内申に基づきほう賞委員会の議に付して被ほう賞者を決定する。
- 3 ほう賞委員会の委員長は、会長とし、委員は会長の命ずる者5名をもって構成する。

第5 実施期日

ほう賞の授与式は、原則として総会において行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年3月8日から施行する。

4 第17期後期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧

会 長	今野 智光	(福島海区)
副会長(会長職務代理)	鈴木 精	(静岡海区)
副会長	小林 利幸	(福井海区)
副会長	小川 和久	(三重海区)
副会長	北田 國一	(広島海区)
副会長	川寄 和正	(佐賀県連合海区)
理 事	工藤 幸博	(北海道連合海区)
理 事	富田 重基	(青森県西部海区)
理 事	大井 誠治	(岩手海区)
理 事	網谷 繁彦	(富山海区)
理 事	上田 良介	(但馬海区)
理 事	板倉 高司	(鳥取海区)
理 事	松村 徳夫	(和歌山海区)
理 事	今井 一郎	(大阪海区)
理 事	岡本 彰	(徳島海区)
理 事	佐々木 護	(愛媛海区)
理 事	志岐 富美雄	(長崎県連合海区)
理 事	吉田 照豊	(宮崎海区)
監 事	川崎 一好	(北海道連合海区)
監 事	有元 貴文	(東京海区)
監 事	上原 亀一	(沖縄海区)

5 会員（関係海区漁業調整委員会）

区分 海区名	事務局所在地			会長	事務局長
	住所	電話番号	FAX番号		
北海道連合	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課内	011 204-5481	011 232-1095	工藤 幸博	池田 聖治
石狩 後志	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	0136 23-1395	0136 22-0914	濱野 勝男	林 恒之
檜 山	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山振興局内	0139 52-6556	0139 52-4721	工藤 幸博	日光 隆満
渡 島	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内	0138 47-9488	0138 47-9210	阿部 国雄	山本 健太郎
胆 振	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 胆振総合振興局内	0143 24-9812	0143 22-5279	岩田 廣美	濱谷 仁
日 高	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高振興局内	0146 22-9328	0146 22-7563	大澤 晃弘	佐々木 真琴
釧路 十勝	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 釧路総合振興局内	0154 43-9217	0154 41-0395	川崎 一好	佐々木 義信
根 室	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 根室振興局内	0153 23-6853	0153 23-6202	福原 正純	古山 耕司
網 走	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局内	0152 41-0659	0152 44-3121	横内 武久	柴田 睦
宗 谷	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎内	0162 33-2971	0162 33-2632	須永 忠幸	木村 佳人
留 萌	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌振興局内	0164 42-8475	0164 42-3809	今 隆	三上 征己
青森県東部	〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁内	017 734-9851	017 734-8166	松本 光明	三橋 潤一郎
青森県西部	〃	〃	〃	富田 重基	〃
岩 手	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県庁内	019 629-6280	019 629-5824	大井 誠治	横沢 雄大
宮 城	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県水産林政部水産業振興課内	022 211-2938	022 211-2939	關 哲夫	阿部 丈晴

区分 海区名	事務局所在地			会長	事務局長
	住所	電話番号	FAX番号		
秋 田	〒010-8570 秋田市山王4-1-1 秋田県農林水産部水産漁港課内	018 860-1893	018 860-3849	加藤 和夫	中林 信康
山 形	〒998-0838 酒田市山居町2-14-23 山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課内	0234 24-6046	0234 24-6164	加藤 栄	加賀山 祐
福 島	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県農林水産部水産課内	024 521-7379	024 521-7940	今野 智光	山廻邊 昭文
	(駐在)〒970-8026 いわき市平字梅本15 福島県いわき合同庁舎水産事務所内	0246 24-6173	0246 24-6178		佐藤 太津真
茨 城	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県農林水産部漁政課内	029 301-4083	029 301-4089	高濱 芳明	久保田 次郎
霞ヶ浦北浦	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎霞ヶ浦北浦水産事務所内	029 822-7287	029 822-0848	鈴木 幸雄	根本 隆夫
千 葉	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県農林水産部水産局水産課内	043 223-3745	043 221-3425	石井 春人	信太 雅博
東 京	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都産業労働局農林水産部水産課内	03 5320-4852	03 5388-1466	有元 貴文	米本 武史
神 奈 川	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁内	045 210-8555	045 210-8908	櫻本 和美	山本 章太郎
新潟県連合	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県農林水産部水産課内	025 280-5313	025 283-0361	土屋 貞男	河村 智志
新 潟	〃	〃	〃	〃	〃
佐 渡	〒952-0006 佐渡市春日1-2 新潟県佐渡地域振興局 農林水産振興部水産庁舎内	0259 27-2860	0259 27-7940	山本 初子	海老名 秀
富 山	〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル 富山県農林水産部水産漁港課内	076 444-2177	076 444-4412	網谷 繁彦	前田 経雄
石 川	〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県農林水産部水産課内	076 225-1653	076 225-1656	新谷 栄作	木本 昭紀
福 井	〒910-8580 福井市大手3-17-1 福井県農林水産部水産課内	0776 20-0435	0776 20-0653	小林 利幸	吉村 祐一
静 岡	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課内	054 221-2737	054 221-3288	鈴木 精	伊藤 円

区分 海区名	事務局所在地			会長	事務局長
	住所	電話番号	FAX番号		
愛知	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁内	052 954-6840	052 951-1645	山下 三千男	長井 猛
三重	〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎4階	059 224-3036	059 224-3012	小川 和久	小林 智彦
琵琶湖	〒520-8577 大津市京町4-1-1 滋賀県農政水産部水産課内	077 528-3872	077 528-4885	谷口 孝男	牧野 靖史
京都	〒626-0052 宮津市字小田宿野1029-3 京都府水産事務所内	0772 22-4438	0772 22-3289	葭矢 護	栗屋 克彦
大阪	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎内	06 6210-9939	06 6210-9611	今井 一郎	大道 斉
兵庫県 瀬戸内海	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県農林水産部水産漁港課内	078 341-7711	078 362-3920	田沼 政男	山下 正晶
但馬	〒669-6541 美方郡香美町香住区境1126-5 兵庫県但馬県民局但馬水産事務所内	0796 36-1153	0796 37-0867	上田 良介	水田 章
和歌山	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県農林水産部水産局資源管理課内	073 441-3010	073 432-4124	松村 徳夫	奥山 芳生
鳥取	〒680-8570 鳥取市東町1-220 鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課内	0857 26-7318	0857 26-8131	板倉 高司	氏 良介
島根県連合	〒690-8501 松江市殿町1 島根県農林水産部水産課内	0852 22-5950	0852 22-5929	亀谷 潔	伊藤 博理
島根	”	”	”	中東 達夫	”
隠岐	〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 島根県隠岐支庁農林水産局内	08512 2-9667	08512 2-9674	亀谷 潔	為石 雄司
岡山	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県農林水産部水産課内	086 226-7445	086 223-3511	井本 瀧雄	下坂 泰幸
広島	〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県農林水産局水産課内	082 513-5172	082 227-1579	北田 國一	横内 昭一
山口県 日本海	〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県農林水産部水産振興課内	083 933-3532	083 933-3559	濱本 幾男	向井 秀
山口県 瀬戸内海	”	”	”	森友 信	”

区分 海区名	事務局所在地			会長	事務局長
	住所	電話番号	FAX番号		
徳島	〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県農林水産部漁業調整課内	088 621-2477	088 621-2863	岡本 彰	岡久 正治
香川	〒760-8570 高松市番町4-1-10 香川県農政水産部水産課内	087 832-3477	087 806-0200	北尾 登史郎	植田 豊
愛媛	〒790-8570 松山市一番町4-4-2 愛媛県農林水産部水産局水産課内	089 912-2621	089 947-3032	佐々木 護	梶田 陽一郎
高知	〒780-0850 高知市丸の内1-7-52 高知県水産振興部漁業管理課内	088 821-4608	088 821-4527	木下 清	飯田 新
福岡県連合	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県農林水産部水産局漁業管理課内	092 643-3557	092 643-3558	半田 亮司	佐野 二郎
福岡県豊前	〃	〃	〃	江口 猛	〃
筑前	〃	〃	〃	富重 信一	〃
福岡県有明	〃	〃	〃	半田 亮司	〃
佐賀県連合	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県農林水産部水産課内	0952 25-7145	0952 25-7274	川寄 和正	江口 泰蔵
松浦	〃	〃	〃	川寄 和正	〃
佐賀県有明	〃	〃	〃	西久保 敏	〃
長崎県連合	〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県水産部漁業振興課内	095 895-2823	095 895-2584	志岐 富美雄	松尾 隆男
長崎県南部	〃	〃	〃	吉谷 均	〃
長崎県北部	〒857-0043 佐世保市天満町1-27 県北振興局天満庁舎2階 県北振興局商工水産部水産課内	0956 25-5902	0956 25-5984	山中 兵恵	尾崎 博昭
五島	〒853-8502 五島市福江町7-1 五島振興局農林水産部水産課内	0959 72-2254	0959 74-2172	熊川 長吉	田島 典明
対馬	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224 対馬振興局農林水産部水産課内	0920 52-1947	0920 52-3114	部原 政夫	太田 聡

区分 海区名	事務局所在地			会 長	事務局長
	住 所	電話番号	FAX番号		
熊本県連合	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県農林水産部水産局水産振興課内	096 333-2456	096 382-8511	江口 幸男	清田 季義
熊本県有明	〃	〃	〃	橋本 孝	〃
天草不知火	〃	〃	〃	江口 幸男	〃
大 分	〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県農林水産部漁業管理課内	097 506-3918	097 506-1767	小野 眞一	大石 隆史
宮 崎	〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県農政水産部漁業管理課内	0985 26-7146	0985 26-7310	吉田 照豊	安田 広志
鹿 児 島 県 連 合	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県商工労働水産部水産振興課内	099 286-3428	099 286-5613		板坂 信明
鹿 児 島	〃	〃	〃	阿久根 金也	〃
熊 毛	〒891-3192 西之表市西之表7590 熊毛支庁農林水産部林務水産課内	0997 22-1831	0997 22-0474	(職務代理者) 伊東 恭三郎	中津濱 康熙
奄美大島	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3 大島支庁農林水産部林務水産課内	0997 57-7288	0997 57-7290	茂野 拓真	山之内 治
沖 縄	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県農林水産部水産課内	098 866-2300	098 866-2679	上原 亀一	井上 顕

